

# 議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和8年第1回定例会

## 1 案件名

議案第29号 佐野市職員の給与に関する条例等の改正について

## 2 概要

- (1)佐野市職員の給与に関する条例において、諸手当を改める。
- (2)佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例において、期末手当及び勤勉手当を改める。
- (3)佐野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例において、第2種初任給調整手当を支給できるように所要の改正を行う。

## 3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1)人事院勧告等に伴い、初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改める。

### ア 初任給調整手当

月額給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填する第2種初任給調整手当を新設する。なお、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の名称は第1種初任給調整手当に改正する。

### イ 通勤手当

1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

### ウ 期末手当、勤勉手当

人事院勧告等に伴い令和7年度12月期に引き上げられた期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和8年度以降における6月期及び12月期に均等配分する。

#### ○一般職員

##### 期末手当

令和7年度12月期1.275月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
1.2625月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度2.525月 → 令和8年度2.525月】

##### 勤勉手当

令和7年度12月期1.075月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
1.0625月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度2.125月 → 令和8年度2.125月】

内定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員含む)(以下再任用職

員という。)

期末手当

令和7年度12月期0.725月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
0.7125月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度1.425月 → 令和8年度1.425月】

勤勉手当

令和7年度12月期0.525月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
0.5125月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度1.025月 → 令和8年度1.025月】

○特定幹部職員

期末手当

令和7年度12月期1.075月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
1.0625月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度2.125月 → 令和8年度2.125月】

勤勉手当

令和7年度12月期1.275月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
1.2625月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度2.525月 → 令和8年度2.525月】

内再任用職員

期末手当

令和7年度12月期0.625月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
0.6125月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度1.225月 → 令和8年度1.225月】

勤勉手当

令和7年度12月期0.625月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
0.6125月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度1.225月 → 令和8年度1.225月】

(2)一般職の任期付職員の期末手当及び勤勉手当

人事院勧告等に伴い令和7年12月期に引き上げられた期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和8年度以降における6月期及び12月期に均等配分する。

期末手当

令和7年度12月期0.975月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
0.9625月 (-0.0125月)

【年間 令和7年度1.925月 → 令和8年度1.925月】

勤勉手当

令和7年度12月期0.9月 → 令和8年度6月期、12月期とも  
0.8875月 (-0.0125月)

※勤勉手当の成績率が標準の場合 0.8月 → 0.7875月

【年間 令和7年度1.775月 → 令和8年度1.775月】

(3) 技能労務職員の第2種初任給調整手当

人事院勧告等に伴い、月額給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填する第2種初任給調整手当を新設する。

4 その他の事項

- ・ 施行日 令和8年4月1日
- ・ 第2種初任給調整手当の支給に伴い、職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の所要の改正を本条例の附則で行う。